

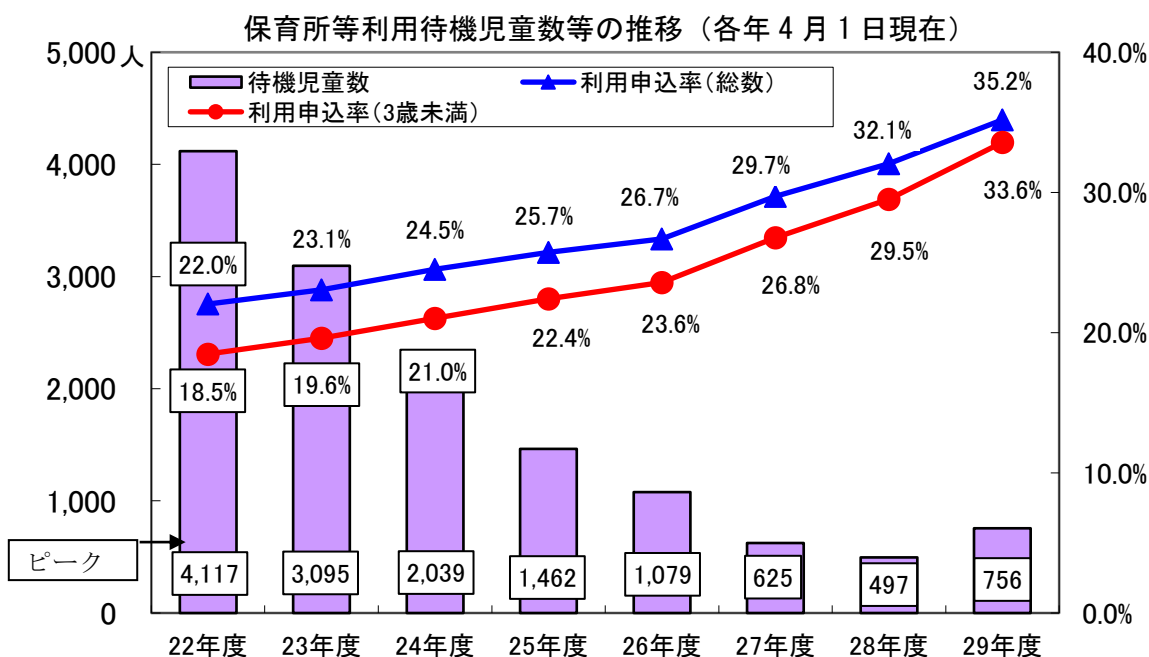
保育所等利用待機児童数の状況について

— 平成 29 年 4 月 1 日現在の集計結果をとりまとめました —

平成 29 年 4 月 1 日現在の県内の保育所等利用待機児童数は 756 人となり、7 年ぶりに増加（対前年比+259 人）しました。

1 待機児童数の状況

就学前児童数に対する保育所等の利用申込者数の割合を示す「利用申込率」は、全体（35.2%）、3歳未満（33.6%）とも現在の集計方法となった平成 14 年以来最高となり、保育所等利用待機児童数は 756 人（前年比+259 人、+52.1%）と 7 年ぶりに増加しました。（別紙参照）



（注）平成 27 年度から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用児童を含む。

待機児童の定義の変更に伴う対応について

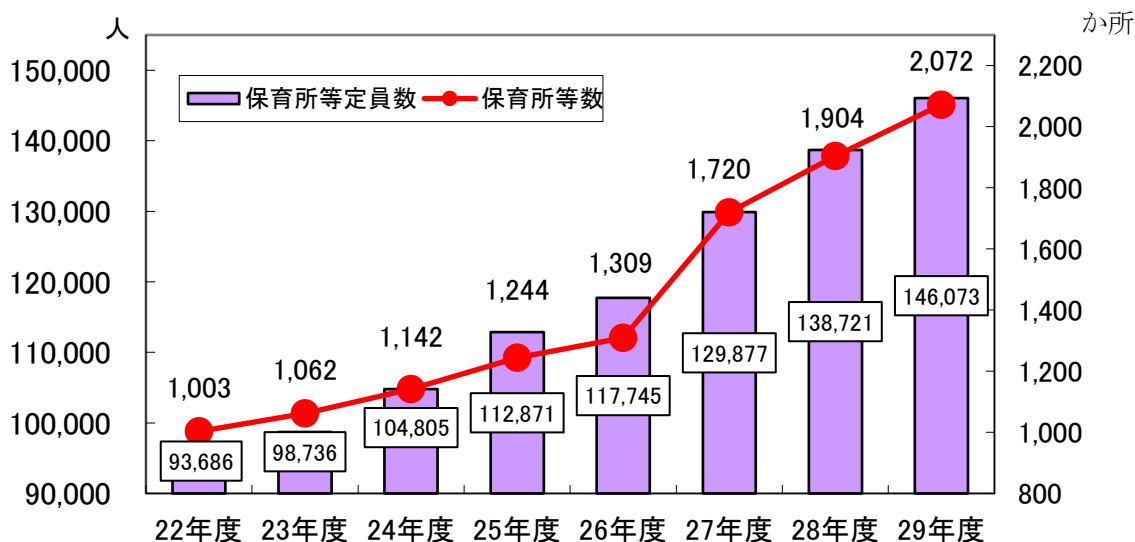
- 待機児童数は、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領（以下、「調査要領」という。）」の待機児童の定義に基づき集計しています。
- 平成29年 3 月 31 日付通知で調査要領が改正され、待機児童の定義が変更されましたが、平成29年 4 月 1 日の調査については、改正後の調査要領によりがたい場合、改正前の調査要領によることができるとされており、今回は10市町が改正前の調査要領（一部適用を含む）により待機児童数を集計しています。
- なお、すべての市町村が「改正前」の調査要領を適用して待機児童を集計した場合、平成29年 4 月 1 日時点の待機児童数は543人（前年比+46人、+9.3%）となります。

2 保育所等数・定員数の状況

○ 7,300人超の保育所等定員増

平成29年4月1日現在の県内の保育所等数・定員数は、安心こども基金の活用等による保育所等（保育所・認定こども園・小規模保育事業等）の整備により、2,072か所（前年比168か所増、+8.8%）、146,073人（前年比7,352人増、+5.3%）となりました。

保育所等数・定員数の推移（各年4月1日現在）



(注) 定員数・保育等数とも、平成27年度から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の箇所数・定員数を含む。

3 今後の取組み

- 本県では、認可保育所等に対する潜在的ニーズも根強いことから、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備を進め、定員の拡充に努めてまいります。
- 併せて保育所の整備に伴って顕在化している保育士不足への対応として、潜在保育士の職場復帰支援や県独自の地域限定保育士試験の実施、保育士養成施設の学生を対象とした修学資金や潜在保育士の就職準備金の貸付などによる保育士確保に取り組んでまいります。
- また、保育の質の維持・向上を図るため、指導監査体制を強化するとともに、一定の技能・経験を有した者に対する研修を実施し、保育士等のキャリアアップを支援してまいります。

(1) 保育所等の整備への支援

平成29年度当初予算における保育所等整備費補助 31億1,015万円

- 246か所、約9,860人定員増
(内訳)

認可保育所の整備	119か所	約6,900人増
小規模保育事業所の整備	112か所	1,700人増
認定こども園の整備	15か所	1,260人増
※ 国の交付金等を活用した保育所等整備分を含む		

(2) 保育士確保の取組み

ア 国家戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施

イ 潜在保育士の復帰支援

(ア) かながわ保育士・保育所支援センターによる就職相談・あっせん

(イ) 就職支援セミナー・就職相談会の開催

ウ 保育士養成施設に入学した学生を対象とした修学資金や、潜在保育士の就職準備金の貸付

(3) 保育の質の維持・向上の取組み

ア 保育エキスパート等の養成

イ 保育所等に対する指導監査体制の充実強化

ウ 死亡事故等の発生防止に向けた認可外保育施設巡回指導事業の実施

1 保育所等利用申込・入所待機状況

平成29年4月1日現在

(単位：人)

項目	人数	年齢別内訳		平成28年 4月1日現在	対前年比
		3歳未満	3歳以上		
就学前児童数(A) ※1	439,530	215,507	224,023	456,262	▲ 16,732
保育所等利用申込者数(B) ※2 (利用申込率=B/A)	154,629 (35.2%)	72,354 (33.6%)	82,275 (36.7%)	146,266 (32.1%)	8,363 (3.1ポイント)
利用児童数(C) (利用率=C/A)	145,198 (33.0%)	63,811 (29.6%)	81,387 (36.3%)	137,299 (30.1%)	7,899 (2.9ポイント)
保育所	135,144	57,203	77,941	129,773	5,371
認定こども園	5,393	1,975	3,418	4,198	1,195
地域型保育事業 ※3	4,661	4,633	28	3,328	1,333
保留児童数(D)=B-C	9,431	8,543	888	8,967	464
預かり保育を実施している幼稚園 ①	52	-	-	21	31
国庫補助を受けている認可外保育施設 ②	14	-	-	30	▲ 16
企業主導型保育事業 ③ ※4	33	-	-	0	33
地方単独補助を受けている認可外保育施設 ④	2,793	-	-	2,790	3
求職活動中のうち、求職活動を休止している者 ⑤	1,096	-	-	1,225	▲ 129
特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している者 ⑥	3,763	-	-	3,075	688
育児休業中の者 ⑦	924	-	-	1,329	▲ 405
待機児童(E)=D-①~⑦	756	678	78	497	259

※1 就学前児童数は、神奈川県年齢別人口統計調査結果(H28.1.1時点)の数

※2 保育所等：保育所、認定こども園(幼稚園機能部分を除く。)及び地域型保育事業

※3 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業

※4 企業主導型保育事業：仕事と子育ての両立に資することを目的として、平成28年度に国が創設した新たな事業形態。企業が自社の従業員の子どもや地域の子どもを受け入れるために設置する保育施設。

2 市町村別・保育所等利用待機児童数の推移

(各年4月1日現在、単位:人)

市町村名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (A)	29年度 (B)	対前年比 (B-A)	保育児童数 ※1	適用 ※2
横浜市	1,552	971	179	0	20	8	7	2	▲ 5	3,259	一部旧
川崎市	1076	851	615	438	62	0	6	0	▲ 6	2,891	一部旧
相模原市	514	460	244	132	93	0	0	0	0	432	一部旧
横須賀市	39	35	36	34	24	21	19	12	▲ 7	129	旧
政令・中核計 (A)	3,181	2,317	1,074	604	199	29	32	14	▲ 18	6,711	
平塚市	30	0	20	30	35	0	0	32	32	134	一部旧
鎌倉市	57	44	42	27	55	50	44	47	3	154	一部旧
藤沢市	287	254	379	277	258	83	55	148	93	611	新
小田原市	15	19	27	18	19	16	22	24	2	134	一部旧
茅ヶ崎市	167	175	180	174	140	115	89	18	▲ 71	156	一部旧
逗子市	10	17	30	18	30	4	19	26	7	52	新
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	新
秦野市	45	8	7	6	8	51	0	49	49	91	新
厚木市	47	37	21	18	28	17	10	48	38	256	新
大和市	119	97	127	147	128	25	0	0	0	273	新
伊勢原市	18	11	8	14	17	9	47	58	11	94	新
海老名市	20	6	16	21	42	35	27	58	31	138	新
座間市	34	39	41	43	39	39	43	79	36	218	新
南足柄市	2	1	1	0	2	9	18	9	▲ 9	33	新
綾瀬市	30	26	20	17	18	45	44	47	3	83	新
葉山町	28	19	26	30	28	40	9	47	38	90	旧
寒川町	10	9	8	9	11	10	10	11	1	52	新
大磯町	7	5	3	1	11	18	18	18	0	41	新
二宮町	0	0	0	0	0	10	0	5	5	19	旧
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
大井町	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	新
松田町	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	新
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
開成町	0	1	0	0	0	5	5	0	▲ 5	3	新
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新
愛川町	8	9	7	8	7	14	4	16	12	72	新
清川村	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	新
県所管域計 (B)	936	778	965	858	880	596	465	742	277	2,720	
県合計 (A+B)	4,117	3,095	2,039	1,462	1,079	625	497	756	259	9,431	
(対前年比)	872 (+26.9%)	▲ 1,022 (▲ 24.8%)	▲ 1,056 (▲ 34.1%)	▲ 577 (▲ 28.3%)	▲ 383 (▲ 26.2%)	▲ 454 (▲ 42.1%)	▲ 128 (▲ 20.5%)	259 (52.1%)		464 (5.2%)	

※1 保育児童数とは、保育所等への利用申込みをしているが、利用できていない児童の数。

※2 保育所等利用待機児童数調査要領(待機児童の定義)の新旧の適用状況を記載。「一部旧」とは、変更となった待機児童の定義のうち、一部の項目のみ旧定義を適用しているもの。

3 年齢別待機児童数の状況

年齢別の待機児童数では、3歳未満の低年齢児が全体の89.7%と、依然として高い割合を占めています。その背景には、低年齢児の利用申込率が上昇していることがあります。

(1) 年齢別待機児童の割合（平成29年4月1日現在）

（単位：人）

	3歳未満児				3歳児	4歳以上児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児	計			
待機児童数	85	387	206	678	62	16	756
構成比	11.2%	51.2%	27.2%	89.7%	8.2%	2.1%	100%

※ 待機児童に占める3歳未満児の数・割合の推移

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
待機児童数	2,039	1,462	1,079	625	497	756
うち3歳未満児	1,598	1,161	853	520	421	678
割合	78.4%	79.4%	79.1%	83.2%	84.7%	89.7%

(2) 3歳未満児の保育所等利用申込率の推移

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3歳未満児人口	232,650	231,218	231,977	230,487	227,782	215,507
うち利用申込者数	48,926	51,847	54,715	61,707	67,234	72,354
利用申込率	21.0%	22.4%	23.6%	26.8%	29.5%	33.6%

4 待機児童が多い市における状況

待機児童が50人以上となった市町村は、多い順に藤沢市、座間市、伊勢原市及び海老名市の4市となっています。また、昨年度最も待機児童が多かった茅ヶ崎市は、▲71人の18人となりました。

（単位：人）

市町村名	待機児童数(4月1日現在)			保育所等定員数 対前年比
	平成28年度	平成29年度	対前年比	
藤沢市	55	148	+ 93	+ 490
座間市	43	79	+ 36	+ 60
伊勢原市	47	58	+ 11	+ 12
海老名市	27	58	+ 31	+ 12

茅ヶ崎市	89	18	▲ 71	+ 121
------	----	----	------	-------

(※参考 政令・中核市の状況)

横浜市	7	2	▲ 5	+ 3,085
川崎市	6	0	▲ 6	+ 1,847
相模原市	0	0	0	+ 660
横須賀市	19	12	▲ 7	+ 81

保育所等利用待機児童数調査要領

(定義) 保育所等利用待機児童とは

※下線部は主な改正部分

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

1. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

2. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。
3. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)
 - (3) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (4) 企業主導型保育事業
4. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。
5. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。
6. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

7. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（3.の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。

- (1) 開所時間が保護者の需要にしている。（例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。）
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。）

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

8. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認